

## パートナーシップ活動助成についてのQ&A

### 申請の前に

|    |   |
|----|---|
| Q1 | <b>活動は神戸市内で行いますが、団体事務所は市外にあります。申請できますか？</b>                                     |
| A1 | 団体の所在地が市外であっても、支部などの活動拠点が神戸市内にあれば対象団体となります。申請時には、活動拠点の連絡先もお知らせください。（市外団体との連名も可） |

|    |  |
|----|--|
| Q2 | <b>活動開始3年以上は、なぜ対象にならないのですか？</b>  |
| A2 | パートナーシップ活動助成は、初動期の立ち上げ支援のための助成です。継続している活動はこの助成金を頼らず、資金的にも自立を目指していただきたいと考えています。 |

|    |  |
|----|--|
| Q3 | <b>私達の団体は、設立10年になりますが、対象団体になりますか？</b>  |
| A3 | 年数は、提案される活動のそのものに着目しますので、団体の設立年数は関係ありません。提案された活動が、平成20年11月1日現在で、活動開始から3年未満であれば対象となります。 |

### 対象活動について

|    |  |
|----|--|
| Q4 | <b>対象となる活動は？</b>   |
| A4 | 地球環境にやさしい暮らし・まちづくりにつながる具体的な活動。<br>まちの美化活動は除く。<br>日常的なアート活動を通じたまちづくりにつながる具体的な芸術文化活動。<br>一過性のものは除く。<br>上記のうちいずれかに該当する活動。ただし、平成20年度と21年度の2か年にわたって行われる活動であり、神戸市内で行われる活動に限ります。また、活動開始後3年未満の初動期の活動に限ります。（募集案内p2「対象活動」「対象とならない活動」を参照） |

|    |   |
|----|---|
| Q5 | <b>市内と市外の両方で活動したいのですが、その場合は対象になりますか？</b>                                    |
| A5 | 助成の対象活動としては神戸市内で行われるものに限ります。<br>単に国外や市外の他地域を支援するための活動として市内で行われるものは対象外となります。 |

|    |  |
|----|--|
| Q6 | <b>単発のイベントを行いたいのですが、対象活動になりますか？</b>  |
| A6 | イベントそのものは対象外ではありませんが、審査項目として、活動の「将来性」や地域への「効果」が得られることが求められています。（募集案内p6「審査項目」を参照） |

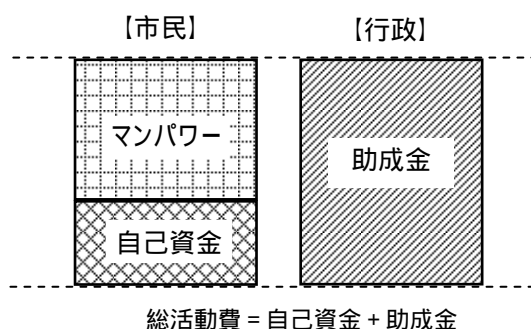
|    |   |
|----|---|
| Q7 | <b>平成21年3月で活動が終了しますが、対象になりますか？</b>  |
| A7 | 平成20年度だけの活動は対象外となります。平成20年11月1日から平成22年3月31日までの期間内で、2か年（年度）以上にわたって活動するものが対象です。 |

|    |  |
|----|--|
| Q8 | <b>参加費やサービスの対価をもらうなど、有料で行う活動は対象になりますか？</b>                                       |
| A8 | 対象となります。むしろ活動を継続させ自立を目指すため、積極的に有料で行い、自己資金として活用してください。協賛金や寄付金などの資金調達も積極的に行ってください。 |

## 助成金について

### Q9 助成金額に限度はありますか？

A9 マッチングファンド方式により計算された「助成金限度額」または100万円の、どちらか小さい額が上限額になります。自己資金の他にボランティアスタッフのマンパワーを金銭換算し、それらの合計額と同額を限度として助成します（補助率1/2）。（募集案内 p3「マッチングファンド方式とは」、募集案内 p8「助成限度額」を参照）



### Q10 人件費を払っている有償スタッフもボランティアスタッフに該当すると思いますが？

A10 助成金限度額として換算できる「マンパワー」には、無報酬で参画するボランティアスタッフの活動時間のみを対象とします。団体において、活動する上では同じ「ボランティアスタッフ」と位置づけていても、有償で従事するスタッフと、無報酬のスタッフとは区別してください。なお、有償スタッフの人件費には助成金を充当することはできません。自己資金を充当してください。

### Q11 参加者のお弁当代に助成金を使うことができますか？

A11 対象期間内に行われる活動に必要な経費（パンフレット・チラシ等の印刷費用など）が対象となりますが、飲食費、交際費などに助成金を使うことはできません。（募集案内 p3「助成対象外経費」を参照）

### Q12 助成金はいつ支払いされますか？

A12 原則として活動終了後に提出される完了報告書に基づき支払われます。なお、必要経費の立替払い等により資金が不足する場合は、活動終了前であっても概算額を支払う制度がありますのでご相談ください。

### Q13 他の助成金にも申請中ですが、両方採択された場合、併用できますか？

A13 民間の助成金については、自己資金として活用していただいて構いません。他の助成制度へ申請中のものについては、結果次第で資金計画などに変更が出るとお考えいただけますので、ご相談ください。なお、神戸市（区）または神戸市外郭団体による他の支援制度の対象となる活動は、当助成では対象外となり併用できません。そちらの支援制度をご活用ください。

## その他

### Q14 協働する担当課は必要ですか？

A14 申請時点に、担当課が決まっている必要はありませんが、活動する上では必ず協働のパートナーとなる担当課が必要です。また、採択後、協働と参画のプラットフォームが、活動を進めるためのコーディネートを行います。

